

離婚届の書き方

【必要書類等】

- 離婚届
- 来庁者の本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付）、パスポート等
- その他 調停・和解・認諾離婚のとき→調停調書又は和解調書又は認諾調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

開庁時間外に届け出る場合は、できるだけ必要書類等の審査を受けたくて、宿日直室へ届け出てください。

【提出先】

- 夫妻の現在の本籍地
- 夫または妻の住民登録地
- 夫または妻の住民登録地、所在地（一時滞在地含む）のいずれかの市区町村役場

本人確認ができなかった方には、届出があったことを郵便でお知らせします。

※外国人との離婚

日本人の方の住民登録地が離婚届を提出する市区町村でない場合、住民票の提出が必要です。
また、離婚届の書き方及び必要な添付書類は各国で異なります。事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

松本市役所 市民課戸籍担当

☎住所 〒390-8620 松本市丸の内3番7号
☎TEL <代表> 0263-34-3000 内線1191・1192
<直通> 0263-33-9840
午前8時30分～午後5時15分
（土日祝日・年末年始を除く）

【届書の書き方と注意点】

- (1) 氏名
婚姻中の氏名を、略字を使わず戸籍の字体どおりに記入してください。
- 住所
・届出時に住民登録しているところを記入してください。離婚届と同時に転入・転居の届出をされる場合は、新住所を記入してください。
・開庁時間外に届出をされる場合、離婚届に新しい住所を記入しても住所変更はできませんので、開庁時間内に窓口で住所変更の届出をしてください。

- (2) 本籍
・現在の本籍と筆頭者の氏名を記入してください。

父母及び養父母の氏名 父母との続き柄

- ・父母の氏名は、届出当時の父母の氏名を記入してください。死亡または離婚していても記入してください。
- ・夫婦のどちらかに養父母がいる場合は、養父母欄にも氏名を記入してください。

婚姻前の氏にもどる者の本籍

- 婚姻により氏（姓）が変更になった人（戸籍の筆頭者でなかった人）は、
- ①旧姓にもどり、婚姻直前の戸籍にもどる（もどる戸籍が除籍になっていないこと）
 - ②旧姓にもどり、筆頭者となって新戸籍をつくる
 - ③旧姓にもどらず、婚姻中の氏をそのまま名乗り、筆頭者となって新戸籍をつくる
- ①～③のいずれかを選択して記入してください。
- ①の場合、「口もとの戸籍にもどる」に☑を入れ、もどる戸籍の本籍及び筆頭者の氏名を記入してください。
 - ②の場合、「口新しい戸籍をつくる」に☑を入れ、新しくつくる戸籍の本籍及び旧姓にもどった自分の氏名を記入してください。
 - ③の場合、この欄は記入せず、別紙『離婚の際に称していた氏を称する届』（戸籍法77条の2の届）を届け出ます。

- (5) 未成年の子の氏名
夫妻の間に未成年の子がいる場合、どちらか一方に親権者を定めなければなりません。親権を行う夫または妻の欄へ子の氏名を記入してください。

- (6)(7)(8)同居の期間、別居する前の住所
・別居している場合、同居の期間とその住所を記入してください。
・別居していない場合は、「同居を始めたとき」のみ記入してください。

- (9) 別居する前の世帯のおもな仕事
夫妻が同居していた時、世帯の中で所得が一番多かった人の職業にあてはまるものを選び☑を入れてください。

- (10) 夫妻の職業
国勢調査の年のみ記入してください。

その他

- ・鉛筆や消えるペンで記入しないでください。
- ・書き間違えた場合は、二重線で抹消してください。修正テープ、修正ペンは使用しないでください。

年 月 日 午前・午後 時 分 受領		受理 令和 年 月 日 第 号		発送 令和 年 月 日 第 号	
離婚届		長野県松本市 長印		第 号	
令和4年5月1日 届出		長野県松本市 長 殿			
(1) 氏 名		夫 まつもと たろう		妻 まつもと はなこ	
生 年 月 日		大正 昭和 平成 西暦 51年 1月 1日		大正 昭和 平成 西暦 53年 2月 2日	
住 所		長野県松本市丸の内		長野県安曇野市三郷明盛	
(住民登録しているところ)		丁目 3番 7号		4810番地 1号	
方書		世帯主の氏名 松本 太郎		方書 みさとハイツ101	
世帯主の氏名		松本 太郎		松本 はな子	
(2) 本 籍		長野県松本市丸の内		丁目 3番	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)		筆頭者の氏名 松本 太郎			
父母及び養父母の氏名		夫の父 上田 一郎		妻の父 長野 吾郎	
父母との続き柄		母 松本 桜子		母 長野 梅子	
養父		養母 上田 春子		養父	
養子		養母		養女	
(3) 離婚の種別		協議離婚		調停 令和 年 月 日 成立	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍		長野県安曇野市豊科		6000番地 1号	
未成年の子の氏		夫が親権を行う子 松本愛 松本隼人		妻が親権を行う子	
同居の期間		昭和 平成 令和 19年 6月 から 昭和 平成 令和 3年 10月 まで		(同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住 所		長野県松本市丸の内		丁目 3番 7号	
別居する前の世帯のおもな仕事と		1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯		2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）		4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）		5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
6. 仕事をしている者のいない世帯		(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
(10) 夫妻の職業		夫の職業 08		妻の職業 03	
その他					
届 出 人		夫 松本 太郎		妻 松本 はな子	
事件簿番号					
平日昼間の連絡先		夫 電話 090-0000-0000		妻 電話 090-1111-1111	

記入の注意

- ・協議離婚の場合のみ、成年2人の証人が必要です。証人各自が署名し、住所・本籍を記入してください。押印は任意です。
- ・住所は住民登録しているところを記入してください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	松本 桜子
生 年 月 日	大正 昭和 平成 西暦 23年 2月 5日
住 所	長野県松本市城東
本 籍	長野県松本市城東
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	1丁目 1番 1号
□証人存在確認済（補正せず）	

証 人	
署 名 (※押印は任意)	長野 吾郎
生 年 月 日	大正 昭和 平成 西暦 27年 4月 7日
住 所	長野県安曇野市豊科
本 籍	長野県安曇野市豊科
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	6000番地 1号
□証人存在確認済（補正せず）	

未成年の子がいる場合は必ず記入してください。
(当てはまる口☑)

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の☑のあてはまるものにしるしをつけてください。
☑面会交流について取決めをしている。
☑まだ決めていない。
- ・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の☑のあてはまるものにしるしをつけてください。
☑養育費の分担について取決めをしている。
☑まだ決めていない。

※令和7年度は国勢調査の年です※
令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に届出をされる方は、職業例示表を参考に職業の記載をお願いします。

◆必要書類チェックリスト◆

- ・離婚届 □
- ・77条の2の届 □
- ・本人確認書類 □夫 □妻
- ・転出証明書 □夫 □妻 (松本市外から転入する場合)